

診療所の開設手続き（開設者：医師・歯科医師個人，病床：無）

呉市保健所地域保健課医務 G

1 建築確認申請

申請書（作成・提出） → （受理・審査） →
建築主（開設者） 呉市建築指導課 呉市（東・西）消防署（同意）
確認通知書（受理） ← （発行・交付） ←

※医療法に規定されている構造設備等について、事前に相談の必要があるときは呉市保健所地域保健課で対応します。

2 診療所建設工事

3 工事完了届

届出書（作成・提出） → （受理・検査）
建築主（開設者） 呉市建築指導課
検査済証（受理） ← （発行・交付）
↳ 診療所開設届に添付

4 診療所開設届（提出期限：開設後10日以内）

届出書（作成・提出：2部） → （受理 1部返却）
開設者 呉市保健所地域保健課

※届出書の添付書類 ①敷地の平面図及び敷地周囲の見取図（位置図）
②建物の平面図（各室の用途を明示する。）
③現に他の病院又は診療所に勤務するものであるときは、雇用主又は所属長の承諾書
④開設者、管理者及び診療に従事する医師、歯科医師の免許証の写し（平成16年度以降に医師免許、平成18年度以降に歯科医師免許を取得した管理者は臨床研修登録証の写し）
⑤開設者、管理者の履歴書
⑥医療従事者名簿
⑦建築基準法の規定による検査済証（仮使用承認通知書）

5 その他

（1） 保険医療機関指定申請手続き（毎月20日期限）（中国四国厚生局指導監査課へ）

※診療開始前月20日までの申請（代替わり等の場合、遡及あり）で翌月1日から指定詳しくは、中国四国厚生局指導監査課（082-223-8209）へ問い合わせを。

- （2） 診療用エックス線装置設置届（呉市保健所地域保健課へ）
- （3） 麻薬施用者（管理者）免許申請（呉市保健所地域保健課へ（手数料3,900円））
- （4） 結核予防法医療機関指定申請（呉市保健所地域保健課へ）
- （5） 被爆者一般疾病医療機関指定申請（県庁被爆者支援課援護グループへ）
- （6） 生活保護法指定医療機関指定申請（呉市福祉保健部生活支援課へ）